

広島県立

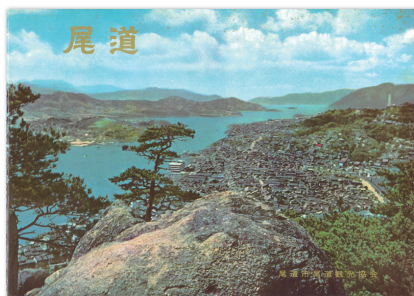
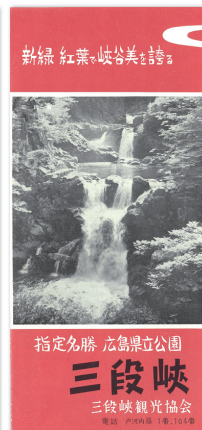
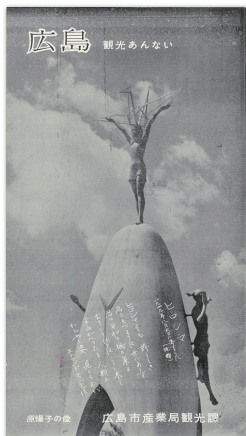
もんじょかん

文書館だより

HIROSHIMA PREFECTURAL ARCHIVES NEWS

NO.49

2025.3



広島県内の市町村が作成した観光パンフレット(「広島県観光開発計画実施について」広島県計画課 昭和37年(1962)9月 所収)【県行政文書S01-92-427】
広島市のパンフレットの表紙は、原爆の子の像の写真に、イギリスの詩人エドモンド・ブランデンの「ヒロシマ 1949年8月6日に寄するうた」を配している。

高度経済成長期の観光資料

令和五年(二〇二三)に広島県を訪れた観光客の総数は六、〇三七万人に達し、コロナ禍前の九割まで回復しました。このうち、外国人観光客は約二六八万人で、G7広島サミット開催の効果や円安の影響などにより、大幅に増加しました(令和五(二〇二三)年 広島県観光客数の動向)令和六年八月、(二社)広島県観光連盟。

観光産業の裾野は広く、経済効果も大きい。広島県では観光振興を重要施策の一つに位置付け、さまざまな取組を進めてきました。戦後、観光振興の取組が始まったのは昭和二十四年(一九四九)頃のことです。昭和三十(四)十年代には、高度経済成長による生活水準の向上や余暇時間の増大に伴い、観光客が飛躍的に増加しました。

昭和三十三年、県は商工部に商工観光課を設置し、観光パンフレットや観光映画の作成、各地での宣伝や物産展の開催等、積極的な観光客誘致に努めました。また、過疎対策として地域振興が重視され、各地域の観光資源を結ぶ広域観光ルートの確立や、農業・漁業などの産業と結びついた観光開発を進めることになりました。

昭和三十七年九月、県は、主要観光地の開発・保護計画を作成するため、関係市町村に対して観光地の実態調査と開発計画書の作成を依頼しました。その回答文書には、パンフレットなどの観光資料が添付されており、平和記念都市の広島市をはじめ、各市町村の特徴を踏まえた観光振興策の内容を知ることができます(上の写真)。

県は、昭和三十八年二月に「広島県観光事業促進基本計画(案)」を策定し、昭和三十(三)三十五年に約一、〇六九万人(うち、外国人観光客約四万三千人)だった観光客数を、昭和四十五年までに一・八倍に増やす目標を立てました。特に外国人観光客は五・八倍の増加を見込みましたが、当時は受入れ施設が不十分で、昭和四十一年の調査では、洋式トイレは広島と宮島に計九基しかありませんでした【県行政文書S〇一九五―二四二、S〇一九六―二四三】。

近年の観光客の増加は、これまでに積み重ねてきた取組の成果ともいえます。観光は平和でなければ成り立たない産業です。今後も、本県を訪れる人々に地域の魅力を伝えるとともに、平和の象徴としての価値を発信し続けていく必要があると思います。

(荒木清二)

【寄稿】

行政文書にみる戦後日本の政党政治

——中国地方開発をめぐる——

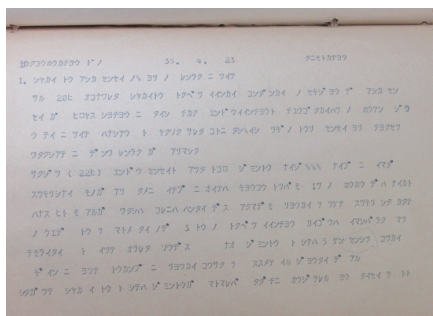
慶応義塾大学法学部 教授

奥 健太郎

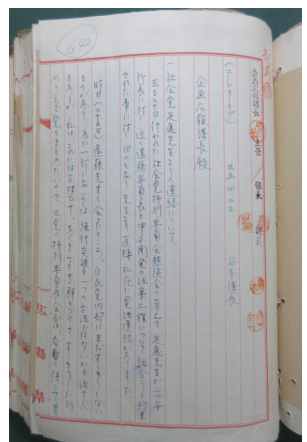
行政文書と聞くと、「役人」が作成した正確だがちよつと「お堅い」資料、マニュアルに沿って作成された定型的な資料、さらには行政組織が作る資料であるから、「政治」から距離を置いた中立的な資料をイメージする人が多いかもしれない。

もちろん、それが大半なのではあろうが、研究していると妙に「政治」的な資料、あるいは行政の立場から「政治」を克明に記した資料に出会うことがある。広島県立文書館に所蔵される中国地方開発関係の資料（簿冊名『中国地方開発協議会一件』『中国地方開発促進協議会』『中国地方総合開発』）は、その最たるものの一つである。

その中でも特に、一九六〇年十二月に成立した中国地方開発促進法（中国地方の開発を促進するための特別立法で、同種の法律として北海道、東北、九州が先行して成立、以下促進法と略）成立過程に関する資料は、県の文書でありながら中央政治、特に自民党政治の内側が克明に記録されている点で実に興味深い。小欄ではいくつか資料を紹介しながら、一九六〇年の自民党政治の一コマを描写し



写真① 1960年4月23日付テレタイプ(左)と
供覧用翻刻(右)(S01-91-213)



てみたい。

資料①は、一九六〇年四月に作成されたもので、時系列的にはその前年の十一月、中国各県は中国地方開発促進協議会を結成し、促進法の成立にむけて運動を開始していた。また同年十二月、自民党の政調会内に中国地方開発特別委員会、社会党にも同様の会議体が設置され、地元政治家たちの動きも活発になっていた。同資料はこうしたなか、広島県東京事務所、谷本開発課長が県に送った「テレタイプ」とそれを起こした供覧用の記録である（写真①）。

資料①

※傍線は原文中の赤アンダーライン、以下同様

（テレタイプ） 三五、四、二三

谷本課長

企画広報課長殿

一、社会党足鹿先生よりの連絡について
去る二十日行われた社会党特別委員会懇談会の席上で、足鹿先生が広安所長に
対し、近く遠藤委員長（三郎自民党中国地方開発特別委員長―引用者）と中国開発の法案上程について話合ふと約束された事に對し、次のとおり先生より直接私宛に電話連絡がありました。

昨日（二十二日）遠藤先生と会ったところ、自民党内部に未だすっきりしないものがあり、為に一部においては強行突破も一つの方法ではないかと話す人もあるが、私はこれには反対です。あくまでも了解をつけて、すっきりした形のうえで党をまとめたいため、三党の特別委員長会合は今暫く待つて貰いたいと云つておられたそうです。なお、自民党としては五県^{（空白）}国会議員によって、党幹部に了解作業を進めている状態である。

従つて社会党としては自民党がまとまれば、直ちに応じられるよう体制を整えておく積りであります。

二、遠藤先生よりの連絡
只今遠藤先生より連絡があり、政調幹部会に中国開発法案の上程について依頼したところ、来週早々政調部会にけることにしたので、早急に手続きをとるよう御連絡がありました。

谷本さんをお呼び下さい

企画広報課黒本
先程御連絡のあった二項の件政調の部会にけるから、早急に手続きをとるようとの事ですが、手続きをとるようとはどういう意味ですか？

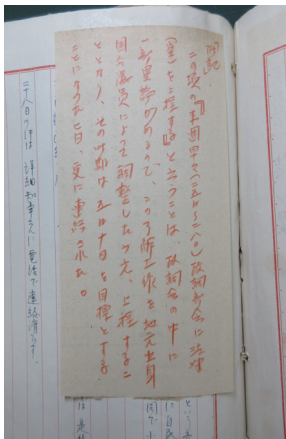
手続きをとるとは自民党の政調会の政策審議会にけるという意味とありますが、これについては議題につけてもらいうよう依頼するとともに、自民党の公報に掲載してもらう必要があるわけですから、それで島根・鳥取と合同で小浜調査役をつかまえるべく努力中です。

わかりました。こちらで何かやれという意味かと思ひました。二十八日の中国五県議長外議員約五十名の上京の件については、是非とも知事さんに御連絡をお願いします。（後略）

（貼り付け部分）

「附記」

二の項の『来週早々（二五日―二八日）



写真② 『衆議院公報』(1960年5月14日付)の広告欄(各政党の連絡手段として用いられていた)

告 告	
左の通り開会いたします。	
○自由民主党	
五月十六日(月)	午前九時半(第十控室)
一、国会対策委員会	午前九時半(第十控室)
一、執行部打合せ	午前十一時(幹事長室)
一、政 調 審 議 会	午前十一時(政調審議室内)
(1) 11:10開会法案	
(2) 道路交通法案の修正(三つ)	
一、政調、中国地方開発特別委員会	
午後 一時 第十六控室	

写真③ 1960年4月23日テレタイプ供覧用翻刻の貼り付け部分(S01-91-213)

政調部会に法律(案)を上程する』と云うことは、政調会の中に一部異論があるので、この了解仕事を地元出身国会議員によって調整したうえ、上程することとなり、その時期は五月十日を目標とすることになった旨、更に連絡された。

この資料でまず興味深いのは、終戦からわずか十五年後に「テレタイプ」という通信手段が使われていたことである。

「テレタイプ」とはタイプで打ち込んだ文字列を電話回線を使って送信する技術で、原資料にはカタカナでの通信記録が、それを起こした文書とともに綴じられている。郵便や電報以上の速報性、電話以上の正確性や記録性が重視され、「テレタイプ」が用いられていたであろう。

文章の中身を見ていくと、まず「一」では、社会党の足鹿寛(鳥取県選出)が自民党の遠藤三郎委員長と連絡をとりあって、促進法成立に向け超党派で動いていたことが分かる。超党派の多数の力で法案成立は不可能ではなかったかもしれないが、遠藤としてはなるべく自民党の党議に従って、穏便にこの問題に対処しようとしていた。

「二」をみると、ちょうどテレタイプをしている最中に、遠藤から電話があったようである。遠藤の話は、政調会の幹部会でこの問題を部会(政調会の意思決定の基本単位で、部会↓政策審議会の議を経て、政調会の正式決定となる)で審議することにゴーサインが出たことを伝えている。

次の「谷本さんをお呼び下さい」の段落では、テレタイプを受け取った県職員は、「手続き」の意味するところが分からず、東京事務所に尋ねている。東京事務所の回答によれば、自民党政調会では

政策審議会の議題として取り上げられるよう、事務的な手続きを整えなければならず、「自民党の公報」にも載せなければならぬ(「公報」とは衆議院が発行する『衆議院公報』と思われる(写真②))。そのために、島根県と鳥取県の職員が自民党議員の小浜調査役をつかまえるべく、運動しようとしていた。県職員は国会の控室か党本部で暗躍していたのであろうか。

ちなみに、先の「手続き」は、県職員の誤解だったようである。原資料には写真③のように一枚紙が貼り付けられ、「貼り付け部分」に引用した内容が赤字で記入されている。遠藤が東京事務所の職員に「手続き」という婉曲的な言い方をしたため、このような誤解が生じたようである。ともあれ、東京広島間の連絡の様子が生々しく伝わってくる資料であった。さて、促進法はいよいよ五月、政調会役員会で審議された。以下も東京事務所からの報告である(資料②)。

資料②

テレタイプ 三五、五、一三

谷本

企画広報課長殿

中国開発について

一、自民党政調役員会(朝食会)の模様について

本日午前八時三十分より自民党本部に

おいて開催された役員会に対し、遠藤委員長より中国開発促進法案の取扱について提案されたところ、別に異論はなかったが、船田会長(政調会長―引用者)より安保問題のゴタゴタが一応治まっから政審会に持ち込むこととしては如何との発言があった。これに対し遠藤委員長は、地元出身議員が早くするよう強く要望しているため、自分の一存で直ちに会長の意に添うと確約出来ない状況にあるので、早急に中国地方開発特別委に計り、地元議員の了解を得て御返事すると発言された。

なお、政調役員会のなかには、北陸も中国と同時にとの意向で、小浜調査役に事情を尋ねた人もあったが、北陸には新規申し入れの長野、山梨、岐阜三県との関連もあり、今暫く検討を要するとの事で、本日は北陸の問題は発展させなかったとのことである。

二、今後の対策について

遠藤委員長の話されたところは次のようである。

(一) 自分としてはどうしても今国会で成立させる覚悟でいる。

(二) ただ地元議員の熱意が足りないの、自分としても立場上困っているし、党幹部に対しても印象が悪いので、何とか熱意を昂揚させねばならない。

(三) 安保問題は来る二十―二十六日頃

がやまと予想される。

(四) 従ってこの間において地元議員が分担して党幹部を説得することとし、地元議員の熱意を示すと共に、事前了解工作をやってもらいたい。

(五) ついては、来る十六日開催の中国開発特別委には、地元側議員の全員出席方について努力されたい。(後略)

政調会長としては、安保改定問題で国会審議の予想がつかず、さらには同種の特別立法を求める北陸地域等との兼ね合いもあつて、促進法の上程に慎重だったことがわかる。また「地元議員の熱意が足りない」とはやや意外であるが、ともかく遠藤としては県の当局者を通じて、地元議員の隊列を整えようとしていた。原資料には、この部分に赤でアンダーラインがひかれ、県としても特に関心をもっていたことも伝わってくる。

さて、遠藤が地元議員を動員した特別委員会はどうなったか。実はその議事内容も東京事務所が詳細に報告している。紙幅の制約もあるので五月十六日の特別委員会の様子を部分的に引用すると、

協議事項

(一) 経過説明(遠藤委員長)

十三日の政調役員会に中国地方開発促進法案の取扱について提案した。然し、北陸、長野、山梨、岐阜の三県、エスカレーター方式等の関係で無条件了解ではな

い。従って党幹部に対する事前了解工作が必要である。

また船田会長より法案の政審会持込みは、安保の見透しがつてからにしてほしいとの要望があつた。なお、法案は法制局と政調会で作成したものであるから、これをその係特別委員会として採用したい。

(二) 政調会事務局の考え方

北陸と新規三県が中国地方の出方を注目している。四国・中国のほか北陸まで成立させることは企画庁の事務処理能力の問題が出てくる。そこで中国は正式に政審に持込むまでに充分な事前了解工作に努め、一旦政審会に持込んだら一気に本会議通過まで推し進めることが必要である。(今月末か来月初の見透し)

(三) 今後の対策について

党幹部に対する個人的な申し入れは暖簾に腕押しで意味がない。

総務会長と政調会長には適当な時期(早朝を狙う)を遠藤委員長より連絡するので特別委員全員で了解工作に押かけたい。なお、党幹部の大ぜい(大物?)に対して、政審に持込む直前に特別委員会の議員と五県の知事、議長との合同で、二、三日間のうちに了解工作を行う。

二、今後の対策について(小浜調査役と五県部長の打ち合わせ)

(一) (二) 省略(引用者)

(四) 企画庁は政調会の申し入れに対し、

中国までは何とか受けることにするから、北陸以下は今国会成立は押えて呉れといっている。従って北陸と新規三県の一プロック化を理由に引伸しを図っている。(北陸の問題については一切外部に出さないよう留意されたい。)

このように遠藤は、政調会幹部が慎重な態度を保持していることを伝えた。一方、特別委員会の側は、幹部への了解運動として、早朝に執行部を大勢で訪問するなど、いかにも政治的な知恵を絞っている。また、政調会事務局が「一気呵成」の作戦を提案していたこと、促進法が法制局(衆議院の法制局であろう)の知恵を借りて作成されたこと、さらに議員立法でありながら、政府側のカウンターパートである経済企画庁と水面下の連携をとり、北陸地域を後回しとすることで歩調を合わせていたことも記録される。こうした舞台裏は新聞報道等では、なかなか裏はとれない。

さて、この促進法の結末であるが、関係者が上程を目指した第三四国会は安保改定問題で大荒れとなり、国会提出どころではなくなった。しかし、その半年後の六〇年十二月に遠藤を代表者として自民、社会、民社の共同提案で法案が提案されると、衆参の審議はそれぞれ実質一日という早さで法案は成立した。国会の議事録を見ても、社会党は「その趣旨については何ら異存を持つものではございません」との立場で、政府側も「諸般のいきさつにかんがみまして(中略)別に異存はございません」との答弁で、異論はまったく存在しない。

こうして促進法は、国会ではあっさり成立したが、そこに至るまで水面下では様々な利害調整、了解工作、優先順位の選択などが行われていた。通常、こうした水面下の動きはブラックボックスで、実証することはなかなか困難である。しかし、意外なことに県の行政文書のなかに、自民党政治の内側を克明にした記録が残されていた。各県の公文書館には、戦後日本の政党政治を研究するための宝の山が、まだまだ残されているのかもしれない。(参考文献)

・『地方開発促進史』(東北開発研究センター、二〇〇七年)

・奥健太郎、清水唯一朗、濱本真輔編『政務調査会と日本の政党政治―一三〇年の軌跡』(吉田書店、二〇二四年)
*本研究はJSPS科研費23K01242の助成を受けたものです。

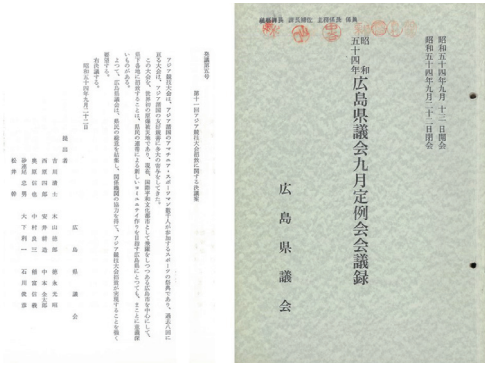


中国地方開発関係の行政文書
(広島県立文書館所蔵)

《収蔵文書展に寄せて》 歴史資料にみる広島アジア大会1994

平成六年（一九九四）一〇月二日から一六日にかけて「第二回アジア競技大会広島1994」が広島市を中心とする県内各地で開催されました。

大会の理念を、「世界平和への願いをこめて友好の場にアジアの心を結び、力強く二二世紀を拓く若人たちのスポーツの祭典」とし、大会スローガン「Asian Harmony わかちあう感動、結びあう友情。」のもと、四二の国と地域の選手が広島に集いました。大会では、三四競技（三三七種目）と芸術展示が行われ、スポーツや芸術活動を通じて交流を深めました。



「第11回アジア競技大会招致に関する決議案」
昭和54年9月22日（行政資料0060-90-299）

それから月日が流れ、令和六年（二〇二四）に三〇年を迎えることになりました。今回の収蔵文書展では、当館が所蔵する行政文書などの歴史資料を通じて、アジア大会を振り返りたいと思います。

■広島アジア大会の招致と構想

アジア大会の広島招致は、昭和五三年（一九七八）三月の広島市議会における荒木武広島市長の「大規模な国際スポーツ大会の開催に向けて努力すべきである」という見解が契機となっています。

広島県議会においては、昭和五四年九月二二日に「第十一回アジア競技大会招致に関する決議案」が決議され、総員の賛成をもって議決されました。

広島市により「第一一回アジア競技大会構想」（昭和五八年三月）が取りまとめられ、大会開催に関する基本的考え方や屋内プール建設などが構想されました。

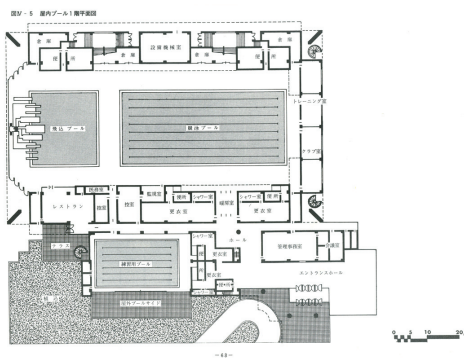
同年八月、北京が第一一回大会招致を表明し、広島と競合することになりました。昭和五九年八月、ロサンゼルス五輪の際、競合問題が話し合われました。同年九月、アジアオリンピック評議会（OCA）総会において、第一一回大会（一九九〇年）が北京開催、第一二回大会（一九九四年）が広島開催と決定しました。

■広島アジア大会前史

アジア大会開催前の広島県は、大規模な開発が進み、景観が大きく変化した時

期になります。広島広域公園（広島市安佐南区）には、「広島広域公園陸上競技場」が建設され、広島アジア大会において主会場として使用されました。その周囲は、「西風新都」（広島西部丘陵都市）として大規模な開発がはじまりました。

県内市町村においては、学園都市の整備計画（東広島市）や「みよし運動公園整備計画」など開発計画が進行しました。県においても「県立総合体育館」（平成五年一〇月開館）などの整備が進みました。また、「広島県総合グランド」改修など施設の準備が進みました。これらの施設は、アジア大会における競技会場として使用されました。行政文書の中には、一部ですが、施設整備に関する図面やパンフレットが、保存されています。



「第11回アジア競技大会広島大会構想」
広島市・昭和58年（行政文書 S01-2024-4）



施設整備に関する図面やパンフレット
（行政文書 S01-2024-56）

■広島アジア大会関連の歴史資料

当館では、アジア大会関連の行政文書を保存しています（S〇一―二〇二四―一―六九）。アジア大会招致経緯や開催準備、報道資料などの文書が中心となっています。県が組織委員会と協力しながら準備を進めてきた過程がわかります。他にも、行政資料・広島県公表資料・広島県広報写真にも大会が記録されています。

また、当館では、令和六年度（二〇二四）に、植木唯男氏が収集した資料を調査しました。植木氏は、県教育委員会から組織委員会に出向し、大会運営に関わりました。これまで、マニュアルや大会関連資料を収集して来られました。この資料からは、行政文書とは異なるアジア大会の姿が浮かびあがってきます。今回の展示ではその一部を紹介します。

■広島空港の開港

平成五年（一九九三）「新広島空港」（三原市）が開港しました。空港の周囲には、「中央森林公園」が整備されました。広島アジア大会では、公園内にあるサイクリングロードが自転車競技（個人ロード）の会場となりました。



広島アジア大会運営マニュアル
（植木唯男氏収集資料）



広島アジア大会に関する行政文書
（行政文書 S01-2024-1～69）

■聖火リレー

広島アジア大会の聖火は、第一回大会開催地の北京から引き継ぐ「アジアの火」と広島県民の平和に寄せる願いを込めた「平和の火」を合わせたものです。平成六年九月一日に平和記念公園で「聖火集火及び聖火出発式」が行われ、その後、広島県内外をリレーしました。一〇月二日の開会式において聖火台に

広島空港には、大会に関連した装飾が施されました。大会公式マスコット「ポッポ」と「クック」が、多くのお客様をお迎えし、大会の機運を盛り上げました。空港内には、大会一〇〇日前から、「広島空港アジア競技大会情報PRコーナー」が設置されました。アジア大会情報やアジア各国・地域の紹介が行われました。



広島空港横断看板・バナー 平成六年六月
（行政文書 S01-2024-55）

■選手村

点火されました。大会後、平和記念公園にある「平和の灯」に納火されました。

選手村は、主会場となる広島広域公園陸上競技場の隣接地に設けられました。また、福山市には、選手村分村が設置されました。大会期間中における選手の宿泊施設であるとともに、国際的な文化交流の場となりました。国際センターでは、書道やお茶など日本文化を体験できる交流事業が行われました。また、アジア大会初の試みとして、「交流広場」が設置されました。ここでは、「選手村ふれあいフェスタ」が開催され、選手や役員・市民が楽しみながら交流しました。大会期間中、選手村などで大会新聞が配布され、情報交換が行われました。



聖火集火及び聖火出発式 平成六年九月十一日
（広島県広報写真 S05-2002-0453）

収蔵文書展

歴史資料にみる広島アジア大会1994

期間 令和7年3月25日（火）～6月14日（土）

場所 広島県立文書館展示室

関連行事 文書館講演会

（収蔵文書展に関連した内容を予定）

期日 令和7年6月7日（土）10:00～12:00

場所 広島県立文書館研修・会議室

講師 新原 淳弘

（広島県立文書館主任研究員）

広島アジア大会と同時に、芸術展示「アートフェスティバル」が開催されました。他にも、様々な市民参加型の取り組みが実施されました。なかでも「一館一国・地域応援事業」は、その後の国際的なスポーツ大会に受け継がれる事業となりました。
（新原淳弘）



大会新聞「HIROSHIMA ASIAD NEWS」
（植木唯男氏収集資料）

令和五年度に収集した古文書

中間國次郎文書（寄贈）

満蒙開拓青少年義勇軍に参加した中間國次郎氏の経歴メモ（複製）、義勇軍の小隊名簿など関係文書六點。
（請求番号二〇二二〇一）

白石研三資料（寄贈）

旧広島市可部町の醸造元白石酒造株式会社を経営者で、可部町の町議会議員・文化財保護委員会委員長を務め、可部郷土史研究会会長であった白石研三氏の郷土史研究関係資料五箱分。
（請求番号二〇二二〇一）

細川家文書（寄贈）

寛文・元禄期の高野山の宝珠寺（宝珠院）等への参詣証文である「日牌状」、中津藩札、明治く大正期田畑山林の売買証文、戦後農地改革の買収令書、明治八年小田県管内第一五五番小学の卒業証書（複製）など一二点。
（請求番号二〇二二〇三）

松村家文書（寄贈）

江戸時代、吉田神道「神祇管領長上」の歴代吉田家当主から、恵蘇郡上村八幡宮などの神主の歴代松村家当主へ宛てられた神道裁許状、東京・乃木神社の祠官であった松村溪芳の日記（昭和五〜十四）など二二点。
（請求番号二〇二二〇四）

香渡清則資料（寄贈）

元広島県職員で、広島県同和教育研究協議会事務局長などを務めた香渡清則氏所

蔵の資料。広島県同和教育研究協議会や広島県高等学校同和教育推進協議会、広島部落解放研究所などが発行した広島県内の同和教育に関する資料など四八六點。
（請求番号二〇二二〇五）

小山寛蔵旧蔵文書（寄贈）

小山寛蔵は広島県議で旧庄原町長を務め、昭和三年に衆議院議員となった。昭和四年十二月在職中に死去。大正く昭和初期の広島県議会に関する議案書・議事日誌・決算書類、旧庄原町の大正三年の予算決算書綴、『広島県の林業』（昭和十年）など二二点。
（請求番号二〇二二〇六）

太尾田氏所蔵文書（寄贈）

島根県邑智郡川越村岩城家に関する文書と思われる近世・明治期を中心とする文書一箱。寺島洋一氏が預かっていたもので、寺島家文書（二〇一八〇二）の追加寄贈を受けた際一緒に受領した。
（請求番号二〇二二〇七）

松尾家文書（寄贈）

松尾瀧夫氏は広島県職員で大原博夫知事の秘書を務めた。松尾瀧夫氏の公務関係日誌類・ノート、県職員（秘書）時代の行幸啓関係文書綴、古文書（下張り文書）など三四冊と三箱分。
（請求番号二〇二二〇八）

片田家文書（寄贈）

広島藩士片田家に伝来した文書。黒田宗右衛門宛て浅野幸長書状（慶長三年）、片田栄次宛て新影流目録免状（寛政十二年）二点。
（請求番号二〇二二〇九）

原田家文書（寄贈）

襖の下張り文書を含む安佐郡内関係の近世以降の原文書のほか、旧所蔵者で安佐町郷土史研究会の顧問を務めた原田良造氏の郷土史研究関係の収集資料（複製物等を多数含む）など六箱分。
（請求番号二〇二二一〇）

塔野家文書（寄贈）

三谿郡吉舎川之内村の塔野家で所蔵していた江戸時代の「塵劫記」や「教訓道しるへ」などの和書、「商売往来」や「寺子教訓書」など幕末く明治期の手本類三四点。
（請求番号二〇二二一一）

三戸家文書（寄贈）

奥海田村長・安芸郡会議員を務めた三戸家に伝来した文書。明治期の小作台帳・小作米徴収簿、土地丈量関係の帳簿類、三戸家書簡類、陸軍技術大尉三戸道人関係書類など四箱分。
（請求番号二〇二二一二）

横田昇三資料（寄贈）

元広島県職員の横田昇三氏が所蔵していた資料。戦前の旧広島県庁舎や現在の広島県庁舎等の写真資料、広島県庁舎や県立広島病院等の公共建築物のパンフレットなど四〇点。
（請求番号二〇二二一三）

田頭家文書（寄贈）

祇園町農業協同組合「出資証券」通帳（昭和二十三年）と広島通信局通信講習所の『卒業記念写真真帖』（昭和十一年）の二点。
（請求番号二〇二二一四）

中道家文書（寄贈）

江戸時代、緑井村で組頭・庄屋を務め、明治以降は緑井村長や県議員・安佐郡会議員などを務めた中道家に伝来した文書。江戸時代からの香典帳や、明治の地券、書簡など一三箱。
（請求番号二〇二二一五）

辰本家文書（寄贈）

卒業証書や褒状・辞令・教員免許状のほか、川内村青年団下温井分団の「団則」など、川内村下温井連中による温井八幡神社・黄幡神社の寄付者名簿など四一点。辰本家は、明治以降「広島業」の開発に尽くした。
（請求番号二〇二二一六）

保田家文書（寄贈）

安芸国沼田郡西原村で代々組頭・庄屋を務めた保田家に伝来した文書。近世・幕末期頃の手習本類や講釈本、文化十年「永宝日記」（役職履歴・褒賞歴の記録）、近世の「保田田畑旧記」、「西原観音略縁起」、明治く昭和戦前期の賞状類、近代の土地登記書類、明治期の農商務省使用地所貸借約定証、西原村役場・村議会関係書類など二箱。
（請求番号二〇二二一七）

木村家文書（寄贈）

音雅一（雅市）の座頭告文、「厳島名所案内記」（明治二十九年）、宮島の観光案内・パンフレット・町勢要覧等七点。
（請求番号二〇二二一八）

島本和成氏収集資料（寄贈）

島本和成氏は元高校教員で写真家。中国残留孤児だった宮部玲子さんが国家賠

償請求訴訟の原告団の一員として活動する様子や、旧満州を再訪した様子などを撮った写真集『風雪に耐えて―ある中国残留孤児の記録―』（二〇二二）を出版。寄贈資料は、島本氏が撮影した写真のネガ・DVDが中心で、平成十三年三月の芸予地震における呉での被災状況写真のネガや同十四年の可部線存続運動の様子を写した写真のネガアルバム・DVD、同十七年の似島遺骨発掘現場や原爆関係写真などのDVD・クリアファイルなど一八点。

（請求番号二〇二二一九）

このほか、浄福寺文書（寄託、一九八八二五）一三二点（漢籍・和書類）、石踊一則氏収集文書（一九八九一四）一箱（高田郡吉田町横山家文書）、中本佳春氏収集資料（二〇〇七一一）一点（錦絵「広島に於て大本営大軍議之図」、寺島家文書（二〇一八〇二）四一点（日記）が追加された。また、三好家文書（二〇一三一一）一点（「松波図屏風」）が返却（県立美術館へ寄託）された。令和五年度は計九三六点を受け入れ、一点を返却した。この結果、収蔵古文書は三〇〇、五二八点となった。

令和五年度の主なできごと

5月23日 県立広島大学学外実習
5月26日 令和五年度広文協総会
6月3日 文書館講演会

6月5日 広島県立文書館ボランティアの協力による文書整理を開始



文書館ボランティアのみなさん

6月10日 古文書解読入門講座開講

6月28日 文書調査員会議

7月4日 収蔵文書紹介展「写真展 開業

120年 呉線のあゆみ―蒸機・気動車の時代―」（9月16日）

7月14日 県立大・図書館・文書館連携

公開講座（7月28日、三回）

8月2日 安田女子大学古文書学実習



安田女子大学古文書学実習

9月22日 行政文書・新収集古文書を焼

蒸（26日）

10月11日 収蔵文書紹介展「30年前の広

島県―アジア大会前史―」（12月23日）

10月21日 続古文書解読入門講座開講

10月31日 行政文書・古文書保存管理講

習会



行政文書・古文書保存管理講習会

1月12日 県庁で選別収集した文書を観

音書庫へ搬入

1月23日 収蔵文書紹介展「県立文書館

の『医』と『薬』資料から」（3月9日）

2月26日 第四書庫にハンドルス式集密書

架（第3期）を設置

2月29日 文書館だより48号発行

3月7日 広文協研修会

3月15日 紀要第17号発行

3月26日 広文協20周年記念誌発行

資料」（6月8日）

収蔵文書展「広島港の歴史と

利用案内

■開館時間

*月・金曜日 9時～17時

*土曜日 9時～12時

■休館日

*日曜日、国民の祝日及び休日

*年末年始（12月28日～1月4日）

■交通

*JR広島駅からバス（ベイシティ経

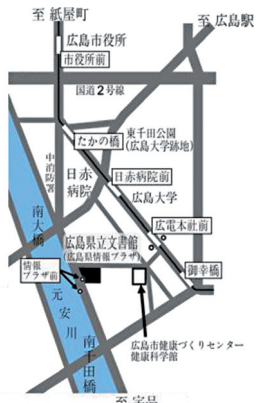
由広島港方面行き）で「広島県情報

プラザ前」下車すぐ、又は路面電車

（紙屋町経由広島港行き）で「広電

本社前」下車約五〇〇m、広島県情

報プラザ2F



広島県立文書館だより 第四十九号

令和七（二〇二五）年三月七日発行

編集発行 広島県立文書館

広島市中区千田町三丁目七―四七

電話 〇八二―二四五―八四四四

FAX 〇八二―二四五―四五四一

ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/moujokan/>

印刷 青木印刷株式会社